

Asia Internet Coalition (AIC) Comments on Draft Report by the Study Group on Platform Services, Japan (プラットフォームサービスに関する研究会 第二次とりまとめ (案)

4 August 2022

To the
Consumer Administration Division,
Telecommunications Business Department,
Telecommunications Bureau,
Ministry of Internal Affairs and Communications

Submission	Organization's name	Asia Internet Coalition (AIC)
	Name of Representative	Jeff Paine
	Contact	Name: Sarthak Luthra TEL: +65 8739 1490 e-mail: Secretariat@aicasia.org

On behalf of <u>the Asia Internet Coalition (AIC)</u> and its members, I am writing to express our sincere gratitude to the Ministry of Internal Affairs and Communications (MIC) for allowing us to submit comments on the Draft Report by the Study Group on Platform Services

(プラットフォームサービスに関する研究会 第二次とりまとめ(案)). As an introduction, AIC is an industry association of leading Internet and technology companies in the Asia Pacific region with an objective to promote the understanding and resolution of Internet and ICT policy issues. AIC has previously submitted several policy positions to the key agencies in Japan including the MIC.

First and foremost, we commend the MIC for your efforts in drafting the Report of the Study Group on Platform Services. Indeed, this report is timely given how the COVID-19 pandemic has essentially resulted in a huge surge in internet traffic as many countries have either gone under lockdown or are



returning to lockdown conditions following a resurgence in cases. Therefore key issues related to online bullying, harassment, disinformation along with the handling of user information are more pertinent than ever for nations to address. While we support the efforts by the MIC, we wish to highlight some concerns with regard to the draft report that may have unintended consequences in the regulation of platform services. As such, please find attached to this email detailed comments and recommendations (in Japanese - 日本語), which we would like the MIC to consider.

Lastly, we are grateful to the MIC for upholding a transparent, multistakeholder approach in the recommendations made by the draft report. We further welcome the opportunity to offer our inputs and insights, directly through meetings and participating in the official consultations. Should you have any questions or need clarification on any of the recommendations, please do not hesitate to contact our Secretariat Mr. Sarthak Luthra at Secretariat@aicasia.org or at +65 8739 1490.

Thank you

Sincerely, Jeff Paine

Managing Director, Asia Internet Coalition (AIC)

意見提出フォーマット

第3章 今後の取組の方向性		
(1)違法・有害情報への対応		
(該当箇所)	(御意見)	
全体として	誹謗中傷、偽情報の問題に対しては、デ ジタル的に柔軟な情報社会の構築に焦点	



を合わせた、社会全体の政策イニシアチ ブを取るべきである。オンラインで有害 なコンテンツに対処するには、政府とプ ラットフォームの役割と責任を超えた社 会全体の取り組みが必要である。コンテ ンツのファクトチェックで役割を果たす ファクトチェッカーなど、より広範な構 造における利害関係者の役割と責任を検 討する必要がある。学生にメディア/デジ タルリテラシースキルを教える役割を果 たす教育者。社会問題についての意識を 高めるだけでなく、説明する力のある人 々や組織を精査し、保持する役割を果た す市民社会。情報の作成と普及に役割を 果たす報道機関。プラットフォームが社 会に与える影響を社会が理解するのを助 けるための研究で役割を果たす学界。こ れらの利害関係者の作業を進めるのに役 立つポリシーイニシアチブにより、デジ タルエコシステムの保護をさらに進展さ せることができる。たとえば、政策イニ シアチブには、教室でのメディアリテラ シー教育の義務化が含まれる場合がある 。より広範なメディア/デジタルリテラシ ーまたはデジタル市民権教育プログラム およびツール。または独立したファクト チェックプログラムをサポートする。

特にB&Hと偽情報に関連しては、人々の 理解と定義は文脈に依存するところが大 きいため定義するのが非常に難しく、し



ばしば文化的に主観的で、法的に曖昧で ある可能性があることに注意することが 重要である。。たとえば、ある人の誤っ た情報は、別の人の意見である可能性が ある。

B&Hの場合、それは多くの場合、個人に 固有である。

したがって、有害なコンテンツの規制に おいては、有害なコンテンツの削除と言 論の自由およびその他の基本的権利の保 護とのバランスを取る必要性を認識する 必要がある。

また、多くのテクノロジー企業はDigital Trust&Safety

Partnership(DTSP)に参加している。 これは、グローバルに適用可能なコンテ ンツモデレーションのベストプラクティ スを設定し、社内および独立したサード パーティの評価を通じて企業がそれらの ベストプラクティスに準拠していること を確認することを目的としたイニシアチ ブである。

インターネットにおける信頼と安全性を 高めるための共通のアプローチを中心と した、さまざまな規模とビジネスモデル のテクノロジー企業を結集する、業界初 のイニシアチブである。メンバーには、 Meta、Google、Twitter、LinkedIn、Micro soft、Apple、Zoom、Pinterest、Vimeo、 Reddit、Shopify、Bitly、Patreonが含まれ



る。これは、オンラインでの信頼と安全性を高めるためのベストプラクティスを開発する、独立した、無党派の、業界主導の専門家グループである。これらのベストプラクティスは、消費者/ユーザーの支持者、政策立案者、法執行機関、関連するNGO、およびさまざまな業界全体の専門家とのインプットとコラボレーションにより開発され、以下の5つの主要な領域に分類される製品開発ライフサイクル全体を検討している。

1.

開発。製品開発におけるコンテンツおよび行動に関連するリスクを特定、評価、および調整する。

2.

ガバナンス。ルールの作成を担当するチームやルールの進化方法など、製品ガバナンスに説明可能なプロセスを採用する

3.

エンフォースメント。製品ガバナンスを 行使するためのエンフォースメント操作 を実施する。

4.

改善。コンテンツおよび行動に関連する



リスクに関連するプロセスを評価および 改善する。

5.

透明性。関連する信頼と安全の方針が一般に公開されていることを確認し、実行されたアクションに関して一般の人々やその他の利害関係者に定期的に報告する

О

DTSPメンバーの最初の自己評価に関する レポートが今後数か月のうちに発表され る予定である。

(2)偽情報への対応

(該当箇所)

2-2(iv)

プラットフォーム事業者による適切な対応及び透明性・アカウンタ ビリティの確保

(御意見)

ソーシャルメディアは、各プラットフォームの定めるポリシーの範囲内で利用者が自由に表現することが許されるものであることを理解する必要がある。したがってプラットフォーム事業者がコンテンツを削除するためには、正当な根拠が必要となる。

Misinformationとdisinformationに取り組むに当たっては、まずその定義を一致させることが重要である。多くの専門家は、misinformationを「意図せずに共有されてしまう誤った情報」一方、disinformationを「他者を誤解させる意図を持って共有される誤った情報」などと定義している



。プラットフォームが利用者の意図を評価することは不可能であるため、2つの異なる問題に対して異なるアプローチを取ることが推奨されている。

Misinformationについては、プラットフォ ーム事業者はコンテンツに注目すべきと されている。プラットフォーム事業者は 、misinformationのさまざまなカテゴリを 明確にしたポリシーを公開し、あるコン テンツを見たときにどのように扱うかに ついて明確なガイダンスを提供するよう 努めるべきであるとされている。それぞ れのカテゴリーについて、表現、安全、 尊厳、信憑性、プライバシーの価値をバ ランスよく考慮したアプローチを反映す る必要がある。プラットフォーム事業者 は、差し迫った身体的危害のリスクに直 接寄与する可能性が高い場合にはmisinfor mationを削除する必要がある。また、政 治的プロセスの機能に対する妨害に直接 的に寄与する可能性のあるコンテンツや 、特定の高度に欺瞞的な操作されたメデ ィアも削除する必要がある。これらの力 テゴリーで何がmisinformationに当たるか のを判断する際には、コンテンツの真実 性と差し迫った危害のリスクに直接寄与 する可能性があるかどうかを評価するた めの知識と専門知識を有する独立した専 門家と提携すべきである。その他のmisinf ormationについては、プラットフォーム 上での流通を減らすか、生産的な対話を



2-2(vii)

情報発信者側における信頼性確保 方策の検討 促進する環境を整えることに重点を置く べきである。その一環として、第三者に よるファクトチェック機関と提携し、最 も流通しているコンテンツの正確性を確 認し、評価することができる。また、確 ディアとデジタルのリテラシーを高める ためのリソースを提供し、人々が何を み、何を信頼し、何を共有するか 決定できるようにする必要がある。

一方、disinformationについては、プラッ トフォーム事業者は行為者と行動に焦点 を当てるべきとされている。複数のアカ ウントを使用し、協調して他人を欺くな どの不正な行為である組織的な偽装・不 正活動に従事したり、従事すると主張し たりする者を許可してはならないとされ ている。このような行動のシグナルを見 つけた場合、そのアカウントが投稿した コンテンツを個別に評価することなく、 該当するアカウントを削除する必要があ る。これらの取り組みを組み合わせるこ とで、プラットフォーム事業者が実施す る言論に対する制限がGlobal Network Initiativeに沿った必要かつ適切なものであ ることを保証することができると考える

デジタルで柔軟な社会を構築するには、 人々が情報を批判的に評価し、十分な情 報に基づいて決定を下し、自分で間違い



を訂正できるようにすることが必要である。正確で信頼できる情報とより多くのコンテキストを人々に知らせることは、コンテンツの配布を単に削除するという代替手段よりも影響力のあるアプローチである。

たとえば、プラットフォームがファクト チェッカーによってfalseとしてフラグが 付けられたすべての投稿を単に削除した 場合、コンテンはインターネフォートの の他の場所で議論されるこのの他の席で議論されるこの一からのまかります。 がよりまする。 では、ツはアプラーである。 の他の席で議論されることのののの方で表し、からの時で表したののである。 できる情報を 明らかにしたりするとで、人々に重要な情報とコンテキストを提供している。

人権専門家の国際的なグループは、こう 指摘している。

「政府やインターネット企業が信頼できる情報を最初に提供することで偽情報に対処することが不可欠ですが、コンテンツの削除や検閲などの他の手段に頼ると、公衆衛生のための重要な情報へのアクセスが制限される可能性があります。これらの手段は、必要性と釣り合いの基準を満たす場合にのみ実施する必要があります。」



https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=25729

(3)透明性・アカウンタビリティ確保の重要性、枠組みの必要性とその 方向性等

(該当箇所)

(1)透明性・アカウンタビリティ確保の重要性

(御意見)

ポリシー、プロセス、およびシステムの 透明性を含む透明性、およびそれらのポ リシー、プロセス、およびシステムの有 効性を示す透明性レポートによって、よ り大きな説明責任を促進する必要があり ます。

透明性は、それ自体が絶対的な善と見なされるべきではないことに注意することが重要である。

目的と、利益とリスクのバランスとを比 較**検**討する必要がある。

透明性を推進すれば、プライバシー、安全性、セキュリティなどの点でトレードオフがある。

透明性は、「企業は、どの程度うまくポリシーを行使できているか」などの重要な質問に対して、答えと情報を提供するべきである。



● 解決するべき重要な質問に答える(または問題に対処する)こと。

透明性は、社会における対話に寄与する重要な質問/問題に対して答えまたは情報を提供する、意味のあるものでなければならない。

プラットフォーム事業者に特定の測定値を公開するように依頼するときは、それによってどのような質問に対しての回答または情報提供となることが想定されているのか、またその質問にどのような価値があるのかを明確にすることが重要である。

● 柔軟性を持つこと。

デジタルプラットフォームにはさまざまなものがあり、それぞれに異なる対象者と使用事例がある。

プラットフォームモデルとそれぞれの アプローチの多様性を考慮すると、質 問の仕方に柔軟性を残すことにより、 それぞれの企業のプラットフォームに 最も関連性のある方法で透明性の要求 に対応することができ、さらに柔軟性 の余地を残すことができる。

 異なる価値観のバランスを取ること。 プラットフォーム事業者は、膨大な規模での運用を行いながら、時に対立する価値観(言論の自由、安全性、信頼性、プライバシーなど)のバランスをとる必要がある。



(2) - 2

誹謗中傷をはじめとする違法・有害情報への対応に係る透明性・アカウンタビリティ確保のための枠組みの方向性

データの透明性は、これらすべての価値観を反映した情報を提供するように努める必要がある。これにより、ユーザーは、プラットフォーム事業者がコンテンツのモデレーションで行った全体的なトレードオフを評価できる。

● プラットフォーム事業者には測定能力 の限界と競合する義務があること。

価値観のバランスを取らなければならない問題に関連して、正確な測定と透明性の議論をする際には、エンフォースメント、ユーザーのプライバシー、ストレージの制限、リソースのトレードオフ、および実用性などといった、時には競合する懸念を念頭に置いて行う必要がある。

• 結果の指標へのフォーカス。

結果に焦点を当てた指標と、結果につながるコンポーネントに焦点を当てた 指標を区別することが重要である。

デジタルプラットフォームの多様性を考えると、結果につながるコンポーネントは大きく異なり、定義するのが難しい場合がある。

基本的/重要な質問に答えることに根 ざしたデータ透明性アプローチは、コ ンポーネントではなく結果に焦点を合 わせている。



(4) その他プラットフォーム事 業者に期待されること ● 独立した評価をすること。

事業者は自分の宿題を採点するべきではない。

 ベストプラクティス標準のグローバル および業界全体のフレームワークに基づくこと。インターネットのグローバルで国境を越えた性質を考えると、プラットフォームはデジタルの現実を反映したグローバルなフレームワークの下で評価されるべきである。

研究会はこのような指摘を行う根拠を示 すべきである。

研究会は、「過不足なく」の意味を明確 にすべきである。プラットフォーム事業



者にとっては、この基準が定量的なものなのかすら理解できるのかすら理解を基準がいるといる。さらに、研究会は、なぜこの基準が誘いないのかに対応するに関する問題に対応するといるがある。そもそもこの対象では、では、では、では、では、ではないないが、ではないか。

どのプラットフォームも、異なるサービス形態でビジネスを展開している。このプラットフォームを展開している。コークを展開しているという基準を採用をはいる。いかである。研究会は、プラットフォーム事業者が存在する。である。ではいるではないのではないか。というではないか。というではないか。というではないかのではないか。というではないかのではないかのではないかのではないかのではないか。というではないかのではないのではないかのではないかのではないかのではないかのではないのではないかのではないかのではないかのではないかのではないる。これでは、異なるでは、異なるでは、異なるは、異なるは、異なるではない。

研究会では、以下の項目によってコンテンツの適正化が如何に過不足なく実行されているかが詳細に議論されるべきである。特に、誹謗中傷の問題はより複雑な



ため、より多くの時間を費やして追加の ガイダンスや文脈を検討することが必応、単にユーザーの削除要求さればいというものではないはないの要望の中には正いはあるいかではないものがあるためであるためであるためである。し削っているの性数やで、ではいうではいるのははでいるのははでいるのはないである。 というではないののであるにはいるのでがで、ではいいものではないのであるにはないのではないのであるにはいるのではないのではないのである。 ないものというではいるのである。

プラットフォーム事業者は、効果的に進 捗状況をトラッキングし、サービスを安 全かつ包括的にするための継続的なコ くは コミュニティのガイドラインに関すがある。 この報告書には、違反コンテンツの指載され、何が掲載され、何が掲載され、何が掲載され、何が掲載され、のかをユーザーが理解できるように、リスト化され、明確に説明されたポリシーの実施状況などが網羅されるべきである。



また、プラットフォーム事業者は、その 報告書に対する第三者による評価を公表 すべきである。

偽情報が他の言論と異なるのは、何が禁止されているかを包括的に明示する方法がないため、偽情報の発生頻度を測定する方法がないことである。例えば、グラフィック・バイオレンスやヘイトステーで禁止される言論を特定することができ、そのポリシーに従うことはできるしかし、偽情報の場合、プラをすることができない。

世界は常に変化しており、ある瞬間に事実であったことが、次の瞬間には事実でなる場合もある。また、人々ははいてさまざまないではまないであっており、あることが事まっており、あることがある。単に「偽情報」を禁止する者がはいっては、プラットフォームを手では、ソーシャルメディア・サービスでは、ソーシャルメディア・サービスを利用する人々に有益な通知を行うことがある。単に「合きないのでは、プラットフォースできるかけている。単に「会験を行うことがある。単に「会験を行うことが、ないます。



はできないし、そのようなポリシーは行 使することができない。

研究会では、以下の項目によってコンテ ンツの適正化が如何に過不足なく実行さ れているかが詳細に議論されるべきであ る。特に、誹謗中傷の問題はより複雑な ため、より多くの時間を費やして追加の ガイダンスや文脈を検討することが必要 であり、単にユーザーの削除要求に応え ればいいというものではない。これは、 ユーザーの要望の中には正当なものもあ れば、不明確なもの、あるいは明らかに 根拠のないものもあるためである。した がって、プラットフォーム事業者に削除 要求件数や対応件数などの数値の開示を 求めるだけで、透明性と説明責任が達成 されるという研究会の想定は、実際のコ ンテンツ・モデレーションに伴う課題や ニュアンスを見過ごしているのである。

プラットフォーム事業者は、効果的に進 捗状況をトラッキングし、サービスを安 全かつ包括的にするための継続的なコミ ットメントを示すためにルールもしくは コミュニティのガイドラインに関する実 施報告書を定期的に作成する必要がある



。この報告書には、違反コンテンツの拡 散状況や、何が掲載され、何が掲載され ないのかをユーザーが理解できるように 、リスト化され、明確に説明されたポリ シーの実施状況などが網羅されるべきで ある。

また、プラットフォーム事業者は、その 報告書に対する第三者による評価を公表 すべきである。

偽情報が他の言論と異なるのは、何が禁止されているかを包括的に明示する方法がないため、偽情報の発生頻度を測定する方法がないことである。例えば、グラフィック・バイオレンスやヘイトステーで禁止される言論にでき、そのポリシーに従うことができない。の場合、プラをすることができない。

世界は常に変化しており、ある瞬間に事実であったことが、次の瞬間には事実でなくなる場合もある。また、人々は自分の周りの世界についてさまざまなレベルの情報を持っており、あることが事実であっても、そうでないと信じてしまうこ



とがある。単に「偽情報」を禁止するポリシーでは、プラットフォーム事業者が情報に完全にアクセスできるわけではないので、ソーシャルメディア・サービスを利用する人々に有益な通知を行うことはできないし、そのようなポリシーは行使することができない。

第3章 今後の取組の方向性

(1)利用者情報の適切な取扱いの確保に向けた論点

(該当箇所)

3

分かりやすい通知や同意取得の在 り方 (御意見)

階層的通知とプライバシー設定の工夫の 推奨がなされたことは歓迎する。

EUのGDPRの下では、同意は個人データを処理するための唯一の法的根拠ではない。データ管理者は、GDPRの下、正当



な利益や契約上の必要性に基づいて個人 データを収集し、処理することもできる 。

また、同意への過度な依存から脱却しつつある国もある。例えば、シンガポールでは、2020年に個人データ保護法が改せれ、個人データ処理の合法的根拠がといる。「みなし同意と正当なの範囲がでは、かのとが個人データの収集、使用、またでものとができる場合を認めている。

英国では、2022年6月に政府がデータ保護体制に関する協議の結果を発表し、その発表の中で、政府は、視聴者を測定する目的で設置されるクッキーなど、特定の使用に対する同意要件を撤廃することを提案した。英国政府は、クッキーに関する現行の厳しい同意要件のもとでは、個人がクッキーのポップアップの数を煩わしいと感じ、日常的に条件を読まずに承諾していることを認めている。

上記各国の例に鑑み、総務省が、慎重な バランスの取れた検討をすること無しに 個人情報の処理に対する同意要件を安易



に導入することのないよう、謹んで進言
するものである。